

井上記念病院 院内感染対策の取り組みに係る指針

1. 院内感染に関する基本的な考え方

当院は、政令指定都市千葉の中心に位置し、レベルの高い診療を求められる都市型中規模病院である。患者・職員への感染症の伝播リスクを最少化するとの視点に立ち、感染対策に関する基本的姿勢を従事者に周知徹底し、安全性を確保するための感染管理体制の構築を図り、積極的な取り組みを行う。

2. 院内感染対策のための委員会その他の組織に関する基本的事項

感染対策は、病院長のもと院内感染対策委員会と感染防止対策部門室を中心に行うものとする。尚、感染防止対策部門室をもってインфекションコントロールチーム(ＩＣＴ)を組織し、院内感染対策の実務を行う。

□院内感染対策委員会の設置

院内感染対策委員会は、病院全体の感染対策に関する問題の把握、改善策を講じるなどの意志決定及び院内周知を行う感染管理における最高決定機関であり、院長をはじめとする各部の責任者等で構成する。

□感染防止対策部門室の設置

感染対策の実働組織として、抗菌薬使用状況や病原微生物の発生を迅速に把握し、院内感染の予防・特定・制圧や、平時より院内巡視を実施し、院内で統一した感染予防対策の立案・実行を行う。

□看護部感染リンクナースの設置

ＩＣＴの指導のもと病棟・外来・手術室・健康管理センターにリンクナースを配置し、病棟等での情報収集・上部組織との情報交換・病棟等での感染管理に関わる教育・啓蒙・改善活動を行う。

3. 従事者研修の基本方針

院内感染対策の基本的考え方と具体的方策について従事者に周知徹底を図ることを目的に、院内感染対策委員会と感染防止対策部門室が連携し、研修会を年2回以上開催する。これら研修会の開催結果や参加実績を記録し保管する。

4. 院内感染発生状況報告に関する基本方針

院内感染とは、病院内で治療を受けている患者が、原疾患とは別の感染を受けて発病する場合を示す。なお、従事者が院内感染した場合も含まれる。細菌検査結果「院内感染サーベランス報告」及び抗菌薬使用状況を把握する。

5. 院内感染発生時の基本方針

従事者は、院内感染が疑われる事例が発生した場合には、速やかにＩＣＴ及び院内感染対策委員会に報告する。ＩＣＴ及び院内感染対策委員会は詳細の把握に努め、対策立案とその実施に介入する。重大な感染事例発生の場合には、臨時院内感染対策委員会を招集し、速やかに原因を究明し改善策を立案し、これを実施するために従事者への周知徹底を図る。

6. 患者及び家族への説明・対応に関する基本方針

患者本人及び家族に対して、疾病の説明とともに感染対策について説明し、理解を得たうえで、感染防止に協力を求める。

7. 院内感染対策に関する具体的な取り組みについて

- ・院内感染症のサーベイランス(JANISおよびJ-SIPHE)
- ・感染対策マニュアルの整備と定期的な見直し
- ・標準予防策・感染経路別予防策の周知徹底
- ・抗菌薬・使用薬使用状況の把握と適正使用の啓発
- ・針刺し事故等の職業感染予防対策
- ・保健所との連携
- ・感染対策向上加算1届出医療機関が開催する合同カンファレンスに参加し、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況、手指消毒液の使用状況等を定期的に報告
- ・新興感染症の発生時等に県の要請を受けて患者を受入れる体制があることを県ホームページにより公開
- ・新興感染症の発生時等を想定したゾーニング(汚染区域や清潔区域)体制の整備